7　受験願書の受付

一　受付期間

令和８年８月24日（月曜日）から令和８年９月４日（金曜日）(消印有効）まで。

なお、受付開始前に送付しないこと。

二　受付方法

封筒の表面に、必ず「特定侵害訴訟代理業務試験受験願書在中」と朱書し、書留又は簡易書留にて次の宛先へ郵送すること。特許庁へ直接持参されたものは受付しない。

〒100―8915　東京都千代田区霞が関三丁目４番３号

特許庁内　工業所有権審議会会長宛て

8　その他

試験の詳細については、受験願書と同時に交付する受験案内に記載する。

令和８年度放射線取扱主任者試験の施行について

放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則（昭和35年総理府令第56号）(以下「施行規則」という。)第34条の規定に基づき、第１種放射線取扱主任者試験及び第２種放射線取扱主任者試験の施行に関し、次のとおり公告する。

令和８年５月22日

原子力規制委員会委員長　山中　伸介

1　試験の日時及び試験課目

⑴　第１種放射線取扱主任者試験

年月日	時　間	試験課目
令和８年８月19日（水曜日）	10時00分から11時15分まで	放射性同位元素等の規制に関する法律に関する課目（※）
	13時00分から14時40分まで	第１種放射線取扱主任者としての実務に関する課目（施行規則別表第２に掲げる第１種放射線取扱主任者試験の課目第２号）
	15時30分から17時20分まで	物理学のうち放射線に関する課目
令和８年８月20日（木曜日）	10時00分から11時50分まで	化学のうち放射線に関する課目
	13時30分から15時20分まで	生物学のうち放射線に関する課目

（※）令和８年４月１日現在施行されているものについて出題する。

⑵　第２種放射線取扱主任者試験

年月日	時　間	試験課目
令和８年８月21日（金曜日）	10時00分から11時15分まで	放射性同位元素等の規制に関する法律に関する課目（※）
	13時00分から14時15分まで	第２種放射線取扱主任者としての実務に関する課目（施行規則別表第２に掲げる第２種放射線取扱主任者試験の課目第２号）
	15時00分から17時00分まで	物理学のうち放射線に関する課目 化学のうち放射線に関する課目 生物学のうち放射線に関する課目

（※）令和８年４月１日現在施行されているものについて出題する。

2　試験地及び試験場所

試験地	試　験　場　所
札幌会場	北海学園大学 北海道札幌市豊平区旭町４丁目１番40号
東京会場	大正大学 東京都豊島区西巣鴨３丁目20番１号
名古屋会場	愛知学院大学 愛知県日進市岩崎町阿良池12番地
大阪会場	大阪商業大学 大阪府東大阪市御厨栄町４丁目１番10号
福岡会場	中村学園大学 福岡県福岡市城南区別府５丁目７番１号

3　受験の申込み期間　令和８年５月25日（月曜日）から令和８年６月24日（水曜日）まで。

4　受験手続　申込み期間中に、本試験を実施する登録試験機関である公益財団法人原子力安全技術センターのホームページから申込むこと。

5　受験料　所定の受験料（第１種放射線取扱主任者試験19,800円、第２種放射線取扱主任者試験14,124円）を、次のいずれかの方法で納付すること。

イ　クレジットカード納付

ロ　コンビニエンスストア納付

ハ　ペイジー納付

6　問合せ先

登録試験機関

公益財団法人原子力安全技術センター

放射線安全センター　主任者試験グループ

電話番号　03―3814―7480

7　合格者の発表　令和８年10月上旬に公益財団法人原子力安全技術センターのホームページにて合格者の受験番号を発表する。また、試験に合格した者に対し、令和８年11月上旬に放射線取扱主任者試験合格証を交付するとともに、その氏名を官報で公告する。

公　告

諸　事　項

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和８年５月22日

東北地方整備局長　西村　　拓

1　処分をした年月日　令和８年４月16日

2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社最上機工　佐藤　慎也　山形県新庄市大字鳥越1821　国土交通大臣許可（般―03）第15166号

3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（土木工事業、とび・土工工事業に関する一般建設業の許可）

4　処分の原因となった事実　令和８年４月16日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第５号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和８年５月22日

東北地方整備局長　西村　　拓

1　処分をした年月日　令和８年４月21日

2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社建匠　石橋　良英　秋田県大仙市川目字町東91―３　国土交通大臣許可（般―07）第28031号

3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（土木工事業、建築工事業、大工工事業、左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロツク工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、舗装工事業、しゆんせつ工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業、建具工事業、水道施設工事業、解体工事業に関する一般建設業の許可）

4　処分の原因となった事実　令和８年４月21日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第５号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和８年５月22日

中国地方整備局長　山本　大志

1　処分をした年月日　令和８年４月22日

2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社ヘルシーホーム　篠山　憲司　岡山県岡山市南区富浜町５―10　国土交通大臣許可（特―６）第28478号

3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（建築工事業、大工工事業、内装仕上工事業に関する特定建設業の許可）

4　処分の原因となった事実　令和８年４月22日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による全部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第５号に該当する。